

所管事項調査

(基準条例に係る規定形式の変更について)

(目次)	ページ
1 見直しの概要	2 ~ 3
2 見直し対象の例規について	4 ~ 6
3 長崎市の独自基準について	7 ~ 8
4 基準条例の規定形式を見直した場合の条文数	9
5 今後のスケジュール	10
6 他都市の状況について	10
7 比較表【改正案・現行】	11 ~ 23

総 務 部
市 民 生 活 部
福 祉 部
こ ど も 部

令和5年6月

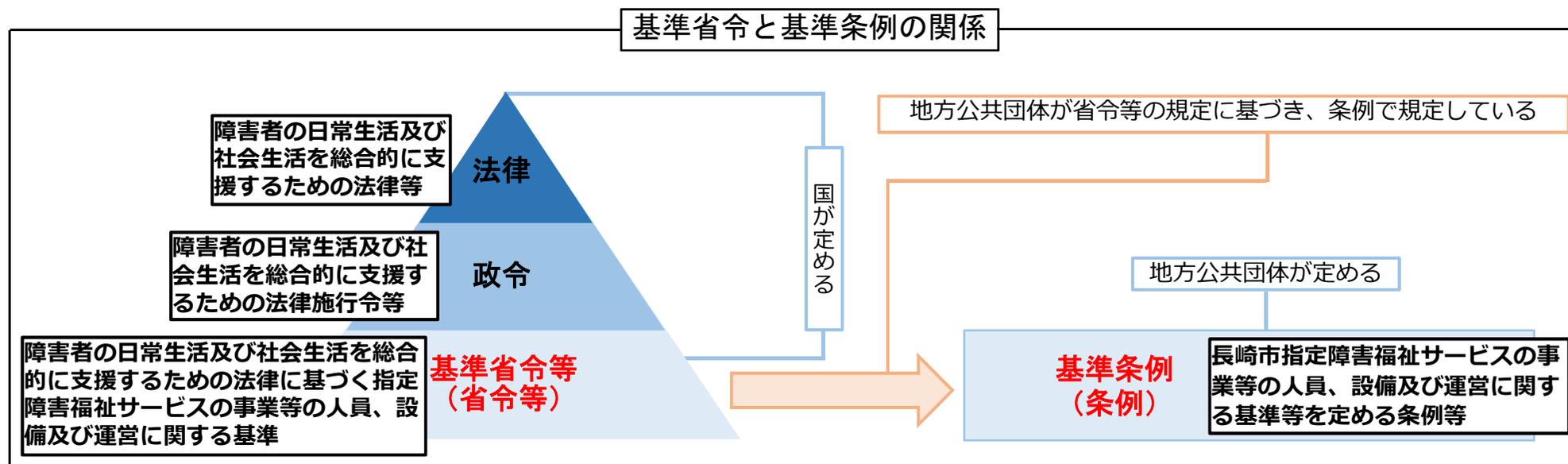
1 見直しの概要

本市においては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等（以下「基準省令」という。）に準じ、長崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等（以下「基準条例」という。）を制定しているが、それらの内容は、基本的に基準省令と同じ内容を基準条例で規定（2度打ち）している。

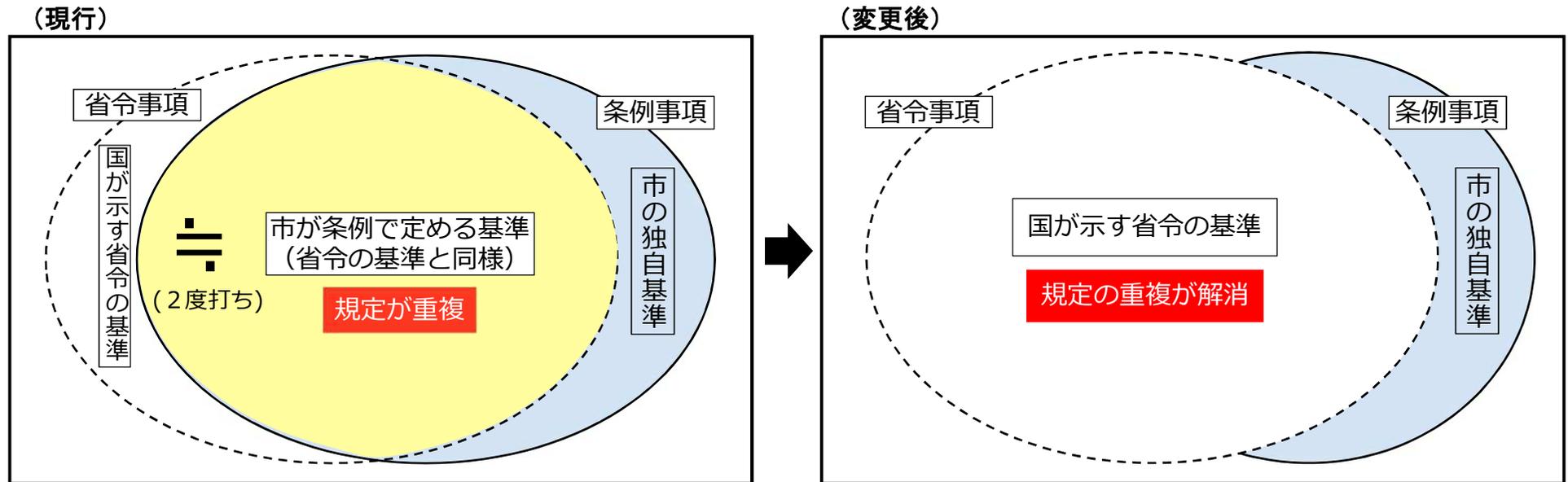
基準条例においては、基準省令で定める基準のほか、本市独自の基準（『暴力団員等の排除』に係る基準など）を加えており、条文数も多いことから、基準条例を見ても、どの部分が『基準省令と同じ内容の基準』で、どの部分が『本市独自の基準』であるのか非常に分かりにくいものとなっている。

また、基準条例の制定及び改正に係る職員の事務量は、特に制度に大きな変更があった場合、相当の事務の負担が生じている。

については、現在の基準条例の規定形式を見直し、基準省令に定める基準に準拠する形式に変更することで、市独自基準の明確化及び基準条例の改正に係る事務処理の効率化を図ろうとするもの（次ページ「[基準条例見直しのイメージ](#)」参照）。



基準条例見直しのイメージ



【基準省令に定める基準に準拠する形式について】

現在は、基準省令と同じ内容であっても、条文を基準条例で規定している。

そこで、本市の指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を省令に定める基準に準拠する形式に変更することで、次の条文構成で足りることとなる。

- ① 本市の指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等は、原則として当該基準省令で定められた基準どおりとする旨を規定する。
- ② ①以外で、本市として独自の基準を定める項目（『暴力団員等の排除』に係る基準など）については、具体的に条文で規定する。

<一例>

- ・ 長崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年長崎市条例第4号）
現在の条例の規定形式では、212条（枝番を含めると250条超）で構成されているものが、変更後は、7条で足りる。

2 見直し対象の例規について

(1) 部局別の条例数（内訳）

No.	部局名	所管課	例規名称	基準省令	基準条例の 条文数
1	福祉部	福祉総務課	長崎市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和 41 年厚生省令第 19 号）	33 条
2		福祉総務課	長崎市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 46 号）	54 条
3		福祉総務課	長崎市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成 20 年厚生労働省令第 107 号）	36 条
4		福祉総務課	長崎市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号）	57 条
5		福祉総務課	長崎市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号）	56 条
6		福祉総務課	長崎市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 41 号）	57 条
7		福祉総務課	長崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）	278 条
8		福祉総務課	長崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）	36 条
9		福祉総務課	長崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）	206 条
10		福祉総務課	長崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）	268 条
11		福祉総務課	長崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）	93 条

No.	部局名	所管課	例規名称	基準省令	基準条例の 条文数
12		福祉総務課	長崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 37 号）	38 条
13		福祉総務課	長崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 30 年厚生労働省令第 5 号）	57 条
14		福祉総務課	長崎市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例	無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（令和元年厚生労働省令第 34 号）	35 条
15		福祉総務課	長崎市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和 41 年厚生省令第 18 号）	41 条
16		障害福祉課	長崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 174 号)	92 条
17		障害福祉課	長崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 171 号)	212 条
18		障害福祉課	長崎市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 177 号)	48 条
19		障害福祉課	長崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 172 号)	64 条
20		障害福祉課	長崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 24 年厚生労働省令第 15 号)	109 条
21		障害福祉課	長崎市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 176 号）	21 条
22		障害福祉課	長崎市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 175 号）	23 条
23		高齢者すこやか支援課	長崎市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例	介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）	6 条

No.	部局名	所管課	例規名称	基準省令	基準条例の 条文数
24	こども部	こども政策課	長崎市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生労働省令第 63 号）	44 条
25		幼児課	長崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）	55 条
26		幼児課	長崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（内閣府／文部科学省／厚生労働省令第 1 号）	20 条
27		幼児課	長崎市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 3 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 2 号）	12 条
28		幼児課	長崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）	52 条
29		こどもみらい課	長崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）	24 条
30	市民生活部	人権男女共同参画室	長崎市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	婦人保護施設の設備及び運営に関する基準（平成 14 年厚生労働省令第 49 号）	20 条

(2) 施行期日
公布の日

3 長崎市の独自基準について

本市で基準条例に独自の基準として規定しているものは、次のとおり

(1) 全ての条例で共通して規定している独自基準

- ・ 「暴力団員等の排除」に係る基準

⇒ 本市においては、各事業所の管理者等は、暴力団員等※であってはならず、当該事業者は、暴力団又は暴力団員等に利益が無いように義務付けている。

※ 暴力団員等とは…長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者をいう。

(2) 条例別に規定している独自基準

※各部局の主なもの

- ・ 福祉部所管の条例

条例名	本市の独自基準	本市の独自基準の内容	現在の条文
長崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	職場への定着のための支援等の実施	<p>指定就労定着支援事業者に対し、次の区分に応じた支援を提供するよう義務付けている。</p> <p>① 就労定着支援の提供を開始した日から1月以内…次のいずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1回以上、当該利用者に対して対面又はテレビ電話装置等を用いて行い、1回以上、当該利用者に対して電話等を行うよう努めること。 ・ 1回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努め、1回以上、当該事業主に対し電話等により当該利用者の職場での状況を把握するよう努めること。 <p>② ①以外の期間…1月に1回以上、利用者に対して対面又はテレビ電話装置等用いて行い、1月に1回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めること。</p>	第194条の8

・ こども部所管の条例

条例名	本市の独自基準	本市の独自基準の内容	現在の条文
長崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	利用乳幼児及び職員の健康診断に係る基準	家庭的保育事業等の職員のうち、調理する者に対しては、毎月1回以上の検便を行うよう義務付けている。	第18条第4項
	職員に係る基準	次の場所には、嘱託歯科医を配置するよう努めることを義務付けている。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭的保育事業を行う場所 ・ 小規模保育事業所A型、B型、C型 ・ 保育所型事業所内保育事業所 ・ 小規模型事業所内保育事業所 	第24条第2項、第31条第2項、第33条第2項、第36条第2項、第46条第2項及び第49条第2項
	保護者への説明等に係る基準	家庭的保育事業者は、保育する乳幼児の保護者に対し、当該家庭的保育事業者の保育方針について説明するよう義務付けている。	第27条第1項

・ 市民生活部所管の条例

条例名	本市の独自基準	本市の独自基準の内容	現在の条文
長崎市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	基本方針に係る基準	婦人保護施設は、入所者の人権に十分配慮し、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならないよう義務付けている。	第2条第2項
	職員に係る基準	婦人保護施設は、職員に対し、資質の向上のための研修の機会を確保するよう義務付けている。	第8条第3項
	秘密保持等に係る基準	婦人保護施設に対し、次の2点を義務付けている。 ① 婦人保護施設の職員は、正当な理由なく、業務で知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならないこと。 ② 婦人保護施設は、職員であった者が、正当な理由なく、業務で知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じること。	第10条

4 基準条例の規定形式を見直した場合の条文数 ※各部局の主なもの

- 福祉部所管の条例

条例名	条文数	
	現行	改正後
長崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	212条	7条

- こども部所管の条例

条例名	条文数	
	現行	改正後
長崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	52条	9条

- 市民生活部所管の条例

条例名	条文数	
	現行	改正後
長崎市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	20条	7条

※ いずれの条例も、現時点における条文数の比較である。

5 今後のスケジュール

- ・ 令和5年6月 所管事項調査
- ・ 同年9月 議会へ改正議案を提出
- ・ 随 時 基準省令が改正（軽微なものを除く。）されたときは、その改正の内容について、議会へ所管事項調査等により説明

6 他都市の状況について【令和5年6月時点】

同規模の中核市の状況	内	訳
① 本市が今回見直そうとする規定形式を既に用いている市	6市 / 14市	柏市、豊田市、東大阪市、尼崎市、高松市、宮崎市
② 現行の本市と同じ規定形式（2度打ち）を用いている市	8市 / 14市	富山市、西宮市、倉敷市、大分市、金沢市、岐阜市、 <u>豊中市</u> 、 <u>福山市</u>
※ ②のうち、①の導入を検討している市	2市 / 8市	<u>豊中市</u> 、 <u>福山市</u>

7 比較表【改正案・現行】

条 例 名	ページ
長崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例・・・・・・・・	P11～P18
長崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例・・・・・・・・・・・・・・・・	P19～P21
長崎市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例・・・・・・・・・・・・・・・・	P22～P23

改正案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第30条第1項第2号イ、第36条第3項第1号、第41条の2第1項第1号及び第2号並びに第43条第1項及び第2項の規定に基づき、本市における指定障害福祉サービス事業者の指定に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「省令」という。）の定めるところによる。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第30条第1項第2号イ、第36条第3項第1号、第41条の2第1項第1号及び第2号並びに第43条第1項及び第2項の規定に基づき、本市における指定障害福祉サービス事業者の指定に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、次項に定めるもののほか、法の定めるところによる。</p> <p>2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 利用者 障害福祉サービスを利用する障害者及び障害児をいう。 (2) 支給決定 法第19条第1項に規定する支給決定をいう。 (3) 支給決定障害者等 法第5条第23項に規定する支給決定障害者等をいう。 (4) 支給量 法第22条第7項に規定する支給量をいう。 (5) 受給者証 法第22条第8項に規定する受給者証をいう。 (6) 支給決定の有効期間 法第23条に規定する支給決定の有効期間をいう。 (7) 指定障害福祉サービス事業者 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。 (8) 指定障害福祉サービス事業者等 法第29条第2項に規定する指定障害福

改正案	現 行
	<p>社サービス事業者等をいう。</p> <p>(9) 指定障害福祉サービス 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。</p> <p>(10) 指定障害福祉サービス等 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。</p> <p>(11) 指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用（同条第1項に規定する特定費用をいう。以下同じ。）を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）をいう。</p> <p>(12) 利用者負担額 指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定障害福祉サービス等につき支給された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「政令」という。）第42条の2によつて読み替えられた法第58条第3項第1号に規定する指定療養介護医療（以下「指定療養介護医療」という。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する主務大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費を控除した額の合計額をいう。</p> <p>(13) 法定代理受領 法第29条第4項の規定により支給決定障害者等が指定障害福祉サービス事業者に支払うべき指定障害福祉サービスに要した費用</p>

改正案	現 行
	<p>(特定費用を除く。)について、介護給付費又は訓練等給付費として当該支給決定障害者等に支給すべき額又は法第70条第2項において準用する法第58条第5項の規定により支給決定障害者(法第19条第1項の規定により支給決定を受けた障害者をいう。以下同じ。)が指定障害福祉サービス事業者に支払うべき指定療養介護医療に要した費用について、療養介護医療費として当該支給決定障害者に支給すべき額の限度において、当該支給決定障害者等に代わり、当該指定障害福祉サービス事業者を支払われることをいう。</p> <p>(14) 基準該当障害福祉サービス 法第30条第1項第2号に規定する基準該当障害福祉サービスをいう。</p> <p>(15) 共生型障害福祉サービス 法第41条の2第1項の申請に係る法第29条第1項の指定を受けた者による指定障害福祉サービスをいう。</p> <p>(16) 常勤換算方法 事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。</p> <p>(17) 多機能型 第79条に規定する指定生活介護の事業、第142条に規定する指定自立訓練(機能訓練)の事業、第152条に規定する指定自立訓練(生活訓練)の事業、第162条に規定する指定就労移行支援の事業、第173条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び第186条に規定する指定就労継続支援B型の事業並びに長崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(令和元年長崎市条例第80号。以下「指定通所支援基準条例」という。)第5条に規定する指定児童発達支援の事業、指定通所支援基準条例第69条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、指定通所支援基</p>

改正案	現 行			
<p>(申請者の要件)</p> <p>第3条 法第36条第3項第1号の条例で定める者は、役員が長崎市暴力団排除条例(平成24年長崎市条例第59号)第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)でない法人とする。ただし、療養介護に係る指定又は短期入所(病院又は診療所により行われるものに限る。)に係る指定の申請にあつては、当該法人及び法人でない者であつて暴力団員等でないものとする。</p> <p>(指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準)</p> <p>第4条 次条及び第6条に定めるもののほか、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準は、省令に定める基準(省令第206条の8第2項に規定する基準を除き、省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。)とする。</p> <p>2 前項の場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="145 1345 1102 1455"> <tr> <td data-bbox="145 1345 331 1455">省令第93条の5</td> <td data-bbox="331 1345 555 1455">第93条</td> <td data-bbox="555 1345 1102 1455">第84条、第91条及び第93条</td> </tr> </table>	省令第93条の5	第93条	第84条、第91条及び第93条	<p>準条例第80条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、指定通所支援基準条例第92条に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定通所支援基準条例第100条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと(指定通所支援基準条例に規定する事業のみを行う場合を除く。)をいう。</p> <p>第3条 [略]</p> <p>(申請者の要件)</p> <p>第4条 法第36条第3項第1号の条例で定める者は、役員が長崎市暴力団排除条例(平成24年長崎市条例第59号)第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者(以下この条及び第43条の2において「暴力団員等」という。)でない法人とする。ただし、療養介護に係る指定又は短期入所(病院又は診療所により行われるものに限る。)に係る指定の申請にあつては、当該法人及び法人でない者であつて暴力団員等でないものとする。</p>
省令第93条の5	第93条	第84条、第91条及び第93条		

「別紙1」

長崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 比較表

改正案			現 行
省令第16条の4	第92条まで 第162条	第90条まで、第92条 第161条及び第162条	
省令第210条第1項	ならない	ならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、指定共同生活援助に係る共同生活住居は、当該地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地内にある独立した建物とすることができる	
省令第213条の6第1項	ならない	ならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、日中サービス支援型指定共同生活援助に係る共同生活住居は、当該地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地内にある独立した建物とすることができる	
<p>(暴力団員等の排除)</p> <p>第5条 指定居宅介護事業所の管理者は、暴力団員等であってはならない。</p> <p>2 指定居宅介護事業者は、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。</p> <p>3 前2項の規定は、次に掲げる事業について準用する。</p> <p>(1) 重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業</p> <p>(2) 同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業</p> <p>(3) 共生型居宅介護及び共生型重度訪問介護の事業</p>			<p>第5条～第43条 [略]</p> <p>(暴力団員等の排除)</p> <p>第43条の2 指定居宅介護事業所の管理者は、暴力団員等であってはならない。</p> <p>2 指定居宅介護事業者は、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。</p>

「別紙 1」

長崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 比較表

改正案	現 行
(4) 基準該当居宅介護の事業	
(5) 指定療養介護の事業	
(6) 指定生活介護の事業	
(7) 共生型生活介護の事業	
(8) 基準該当生活介護の事業	
(9) 指定短期入所の事業	
(10) 共生型短期入所の事業	
(11) 基準該当短期入所の事業	
(12) 指定重度障害者等包括支援の事業	
(13) 指定自立訓練（機能訓練）の事業	
(14) 共生型自立訓練（機能訓練）の事業	
(15) 基準該当自立訓練（機能訓練）の事業	
(16) 指定自立訓練（生活訓練）の事業	
(17) 共生型自立訓練（生活訓練）の事業	
(18) 基準該当自立訓練（生活訓練）の事業	
(19) 指定就労移行支援の事業	
(20) 指定就労継続支援A型の事業	
(21) 指定就労継続支援B型の事業	
(22) 基準該当就労継続支援B型の事業	
(23) 指定就労定着支援の事業	
(24) 指定自立生活援助の事業	
(25) 指定共同生活援助の事業	

改正案	現 行
<p>(26) 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業</p> <p>(27) 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業</p> <p>(28) 特定基準該当障害福祉サービスの事業</p> <p>(職場への定着のための支援等の実施)</p> <p>第 6 条 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して、次の各号に定める期間の区分に応じ、当該各号に定めるところにより、省令第 206 条の 8 第 1 項の支援を提供しなければならない。</p> <p>(1) 就労定着支援の提供を開始した日から 1 月以内 次のとおりとする。</p> <p>ア 1 回以上、当該利用者に対して対面又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法により行うとともに、1 回以上、当該利用者に対して電話等により行うよう努めること。</p> <p>イ 1 回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めるとともに、1 回以上、当該事業主に対し電話等により当該利用者の職場での状況を把握するよう努めること。</p> <p>(2) 前号の期間以外の期間 1 月に 1 回以上、当該利用者に対して対面又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法により行うとともに、1 月に 1 回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めること。</p>	<p>第44条～第194条の 7 [略]</p> <p>(職場への定着のための支援等の実施)</p> <p>第194条の 8 [略]</p> <p>2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して、次の各号に定める期間の区分に応じ、当該各号に定めるところにより、前項の支援を提供しなければならない。</p> <p>(1) 就労定着支援の提供を開始した日から 1 月以内 次のとおりとする。</p> <p>ア 1 回以上、当該利用者に対して対面又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法により行うとともに、1 回以上、当該利用者に対して電話等により行うよう努めること。</p> <p>イ 1 回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めるとともに、1 回以上、当該事業主に対し電話等により当該利用者の職場での状況を把握するよう努めること。</p> <p>(2) 前号の期間以外の期間 1 月に 1 回以上、当該利用者に対して対面又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法により行うとともに、1 月に 1 回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めること。</p> <p>第194条の 9～第211条 [略]</p>

「別紙1」

長崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 比較表

改正案	現 行
(委任) 第7条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。	(委任) 第212条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

改正案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、本市における家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、法及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「省令」という。）の定めるところによる。</p> <p>(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準)</p> <p>第3条 次条から第8条までに定めるもののほか、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準は、省令に定める基準（省令第8条、第17条第4項及び第26条に規定する基準を除き、省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。</p> <p>2 前項の場合において、省令第43条第5号中「、調理室」とあるのは、「、医務室、調理室」とする。</p> <p>(職員の一般的要件)</p> <p>第4条 家庭的保育事業所等の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者でなければならない。</p> <p>2 家庭的保育事業等において利用乳幼児の保育に従事する職員は、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、本市における家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、法の定めるところによる。</p> <p>第3条～第8条の3 [略]</p> <p>(職員の一般的要件)</p> <p>第9条 家庭的保育事業所等の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者でなければならない。</p> <p>2 家庭的保育事業等において利用乳幼児の保育に従事する職員は、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。</p> <p>第10条～第17条 [略]</p>

改正案	現 行
<p>(利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第5条 家庭的保育事業等の職員の健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者について綿密な注意を払うとともに、当該調理する者に対し毎月1回以上の検便を行わなければならない。</p> <p>(職員)</p> <p>第6条 家庭的保育事業を行う場所には、嘱託歯科医を置くよう努めなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、次に掲げる場所について準用する。</p> <p>(1) 小規模保育事業所A型</p> <p>(2) 小規模保育事業所B型</p> <p>(3) 小規模保育事業所C型</p> <p>(4) 保育所型事業所内保育事業所</p> <p>(5) 小規模型事業所内保育事業所</p> <p>(保護者への説明)</p> <p>第7条 家庭的保育事業者は、保育する乳幼児の保護者に対し、当該家庭的保育事業者の保育方針について説明しなければならない。</p>	<p>(利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 家庭的保育事業等の職員の健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者について綿密な注意を払うとともに、当該調理する者に対し毎月1回以上の検便を行わなければならない。</p> <p>第19条～第23条 [略]</p> <p>(職員)</p> <p>第24条 [略]</p> <p>2 前項に規定するもののほか、家庭的保育事業を行う場所には、嘱託歯科医を置くよう努めなければならない。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>第25条・第26条</p> <p>(保護者への説明等)</p> <p>第27条 家庭的保育事業者は、保育する乳幼児の保護者に対し、当該家庭的保育事業者の保育方針について説明しなければならない。</p>

「別紙2」

長崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 比較表

改正案	現 行
<p>2 家庭的保育事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等について、当該保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。</p> <p>3 前2項の規定は、前条第2項各号に掲げる事業について準用する。 (暴力団員等の排除)</p> <p>第8条 家庭的保育事業者（その者が法人であるときは、その役員）及び家庭的保育事業の管理者は、長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）であってはならない。</p> <p>2 家庭的保育事業の実施に当たっては、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。</p> <p>3 前2項の規定は、第6条第3項各号に掲げる事業について準用する。 (委任)</p> <p>第9条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。</p>	<p>2 家庭的保育事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等について、当該保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。</p> <p>(暴力団員等の排除)</p> <p>第28条 家庭的保育事業者（その者が法人であるときは、その役員）及び家庭的保育事業の管理者は、長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（次項において「暴力団員等」という。）であってはならない。</p> <p>2 家庭的保育事業の実施に当たっては、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。</p> <p>第29条～第51条 [略]</p> <p>(委任)</p> <p>第52条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。</p>

改正案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第65条第1項の規定に基づき、本市における婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(婦人保護施設の設備及び運営に関する基準)</p> <p>第2条 次条から第6条までに定めるもののほか、婦人保護施設(売春防止法(昭和31年法律第118号)第36条に規定する婦人保護施設をいう。以下同じ。)の設備及び運営に関する基準は、婦人保護施設の設備及び運営に関する基準(平成14年厚生労働省令第49号。以下「省令」という。)に定める基準(省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。)とする。</p> <p>2 前項の場合において、省令第14条第4項中「感染症」とあるのは、「感染症又は食中毒」とする。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第3条 婦人保護施設は、入所者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。</p> <p>(職員)</p> <p>第4条 婦人保護施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第65条第1項の規定に基づき、本市における婦人保護施設の設備及び運営に関する基準(第3条において「最低基準」という。)を定めるものとする。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 婦人保護施設は、入所者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。</p> <p>第3条～第7条 [略]</p> <p>(職員)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 婦人保護施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保</p>

「別紙3」

長崎市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 比較表

改正案	現 行
<p>保しなければならない。</p> <p>(秘密保持等)</p> <p>第5条 婦人保護施設の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 婦人保護施設は、職員であつた者が、正当な理由なく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(暴力団員等の排除)</p> <p>第6条 婦人保護施設の設置者（その者が法人であるときは、その役員）及び施設長は、長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）であつてはならない。</p> <p>2 婦人保護施設は、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第7条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。</p>	<p>しなければならない。</p> <p>第9条 [略]</p> <p>(秘密保持等)</p> <p>第10条 婦人保護施設の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 婦人保護施設は、職員であつた者が、正当な理由なく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(暴力団員等の排除)</p> <p>第11条 婦人保護施設の設置者（その者が法人であるときは、その役員）及び施設長は、長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（次項において「暴力団員等」という。）であつてはならない。</p> <p>2 婦人保護施設は、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。</p> <p>第12条～第19条 [略]</p> <p>(委任)</p> <p>第20条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。</p>